

新旧対照表

新	旧
<p>一般乗用旅客自動車運送事業運送約款</p>	<p>一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款</p>
<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p>
<p>第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項及び、 第4条の4第2項の規定により運送の引受け 又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の 運送を引き受けます。</p>	<p>第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項の規 定により運送の引受け又は継続を拒絶する 場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>第4条の2 (略)</p>	<p>第4条の2 (略)</p>
<p>第4条の3 (略)</p>	<p>第4条の3 (略)</p>
<p>第4条の4 <u>旅客は当社の運転者に対するカス タマーハラスメント(セクシャルハラスメ ント、モラルハラスメントその他の旅客の 発言、行動等が旅客の意図には関係なく、 当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ 不利益を与え、又は脅威を与える行為をい う。次項においても同じ。)を差し控えて いただきます。</u></p>	<p>第4条の4 (新設)</p>
<p>2 <u>カスタマーハラスメントがあった場合、運 転者はカスタマーハラスメントの中止を求 め、旅客がこの求めに応じない場合には、 運送の引受け又は継続を拒絶する他、運転 者又は当社の判断において警察等へ通報し ます。また、カスタマーハラスメントによ り生じた損害の賠償および、慰謝料を請求 します。</u></p>	<p>第5条 ～ 第10条 (略)</p>
<p>第5条 ～ 第10条 (略)</p>	

令和 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住 所 大阪府東大阪市鴻池本町10-16
名 称 株式会社 オービーシー
代 表 者 代表取締役 中原 謙一
連 絡 先 06-4309-3930

一般乗用旅客自動車運送事業の 運送約款変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款を別紙のとおり変更したいので、道路運送法第11条第1項の規定により、認可の申請をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所： 大阪府東大阪市鴻池本町10-16
氏 名： 株式会社 オービーシー
代 表 者： 代表取締役 中原 謙一

2. 事業の種別

一般乗用旅客自動車運送事業

3. 設定しようとする運送約款

別紙のとおり

4. 変更を必要とする理由

乗務員の安全と健全な労働環境を確保し、事業の継続性を維持するため。

5. 添付書類

新旧対照表